

21生産第8615号
平成22年2月19日

各地方農政局生産経営流通部長等 あて

農林水産省生産局生産流通振興課長

花粉交配用みつばちの代替技術の利用等について

花粉交配用みつばちについては、各都道府県において、園芸産地と養蜂家間等での連携強化や需給調整システムの活用により、確保に向けた取組が進んでいるところです。

しかしながら、今後、いちごに加え、メロンやすいか等の花粉交配用みつばちの需要が本格化するとともに、昨年8月に開催された第2回みつばち不足問題に関する有識者会議において、昨夏の天候不順によりみつばちの増殖が芳しくなく年明け以降の供給に注意すべきとの意見が出されており、予断を許さない状況です。

このような状況を踏まえ、園芸作物における花粉交配を確実にを行い、安定的な品質及び生産量を確保するため、貴職におかれましては、貴局管内の各都府県に対し、これまでの取組に加え、特に以下の点について、農業団体等の関係団体へ周知を図るよう御指導願います。

記

1. 花粉交配用みつばちの活用には、養蜂家等の助言を受け、みつばち群が長期間維持できるように、給餌、温度管理等を適切に行うこと。
なお、みつばちをリースで使用している場合は、来期以降の蜂群確保のためにも、群勢を維持したまま養蜂家に返却するよう努めること。
2. みつばちによる花粉交配の代替方法としては、いちご等の栽培においてクロマルハナバチを利用した花粉交配技術が知られていることから、必要に応じ、販売業者等に取扱方法を確認の上、クロマルハナバチの導入を検討すること。
なお、セイヨウオオマルハナバチについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）において利用が制限されているので、新たな導入は避けること。
3. 花粉交配活用後の巣箱については、そのままほ場等に放置するとみつばち腐蛆病等の伝染病が蔓延する原因となり、近隣の養蜂業に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、園芸農家において確実な処分を行う等適切な処置を講ずること。